

2019年9月9日

投資主の皆様へ

フロンティア不動産投資法人

第30期利益超過分配金に関するご説明

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人は、2019年8月15日開催の役員会において、第30期（2019年6月期）の通常の利益分配金としての1口当たり9,790円に加えて、利益超過分配金として1口当たり700円をお支払いすることを決議し、2019年9月10日より分配金のお支払いを開始させていただきます。

当該利益超過分配金の1口当たり700円は、「出資総額」を原資とする資本の払戻しであり、「利益剰余金」を原資とする通常の分配とは、税務上の取扱いが異なりますので、その取扱い等についてご案内させていただきます。

今回の利益超過分配金は、株式会社の「資本剰余金を原資とする配当」に相当するものであり、投資主の皆様においては「みなし譲渡収入」及び「みなし配当」からなるものとして取り扱われますが、今回の分配では「みなし配当」部分はございません。確定申告の際にはご注意くださいようお願いいたします。

なお、このご説明は、今回の分配金及び利益超過分配金のお支払い並びに税務上の取扱い及び税法の規定により投資主の皆様にご通知すべき事項についてご説明するものではありませんが、投資主の皆様において必要となる税務上の手続の全てをご説明しているものではありません。

以下にご説明いたしますとおり、投資主の皆様が保有されている投資口の具体的な「取得価額」や「みなし譲渡損益」の計算、今後のご売却による譲渡所得税額の計算については、投資主の皆様の個々のご事情によって異なりますので、大変お手数ですが、お取引の証券会社、最寄りの税務署又は税理士等にご相談いただきますようお願いいたします。

敬 具

1. 今回の分配金のお支払いについて

今回の分配金の原資は、「利益剰余金（通常の分配金としての1口当たり9,790円）」と「出資総額（利益超過分配金としての1口当たり700円）」に分かれており、原資ごとにお支払いの手続が必要となるため、分配金のお受取方法別に下記の書類を同封しております。

(1) 振込でのお受取のご指定をいただいている投資主様

「分配金計算書」及び「お振込先について」、

株式数比例配分方式をご指定の方には「分配金計算書」及び「分配金のお受取方法について」

(2) 振込でのお受取のご指定をいただいていない投資主様

「分配金計算書」及び「第30期分配金領収証」

※「分配金計算書」は租税特別措置法の規定に基づき作成する「支払通知書」を兼ねており、確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただけます。

2. 税法の規定により投資主の皆様にご通知すべき事項

(1) 個人投資主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご 通 知 事 項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第5号に規定する割合）	0.003 (小数点以下第3位未満切上げ)

(2) 法人投資主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご 通 知 事 項
金銭その他の資産の交付の起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事項	資本の払戻し
その事由の生じた日	2019年9月10日
資本の払戻しに係る基準日における発行済投資口の総数	496,000口
みなし配当額に相当する金額の1口当たりの金額	1口当たり0円

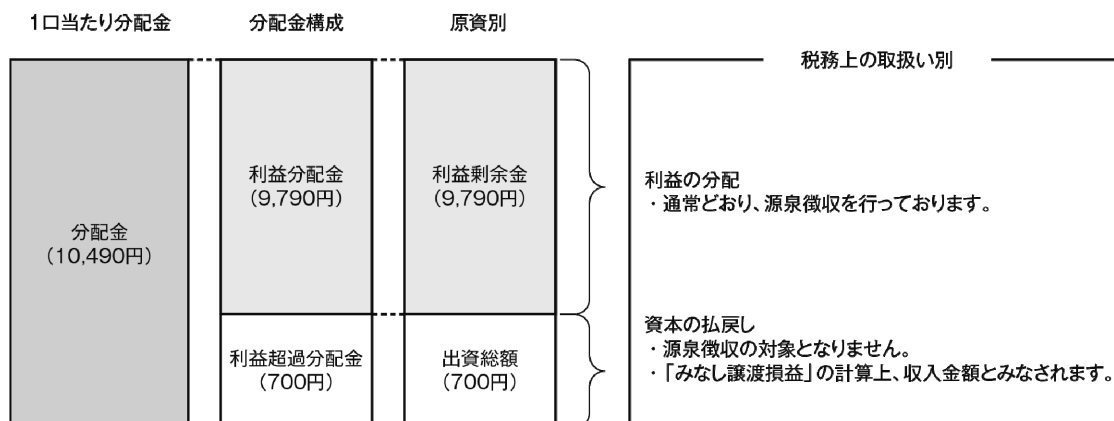
法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご 通 知 事 項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る法人税法施行令第23条第1項第5号に規定する割合）	0.003 (小数点以下第3位未満切上げ)

3. 今回の利益超過分配金の税務上の取扱いについて

(1) 今回の利益超過分配金の所得区分について（所得税法第24条、第25条等）

- 今回の利益超過分配金は、所得税法第24条及び法人税法第23条第1項第2号における「出資等減少分配」に該当します。
- 今回の利益超過分配金は「出資総額」を原資とする資本の払戻しであり、株式会社の「資本剰余金を原資とする配当」に相当するものです。よって税法上の取扱いは、資本金等の額からなる部分が「投資口の譲渡に係る収入金額」とみなされ（これを「みなし譲渡収入」といいます。）、利益積立金額からなる部分が「配当」とみなされることとなります（これを「みなし配当」といいます。）。ただし、今回の利益超過分配金は全額が資本金等の額からなる部分からの支払いとなるため、「みなし配当」部分はありません。
- 「みなし譲渡収入」については、投資口の取得価額の調整（減額）が必要となるほか、「みなし譲渡益」が生じる場合には原則として確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用し、株式数比例配分方式によって利益超過分配金を受領する場合には、確定申告が不要となる場合もございますので、現にお取引のある口座管理機関（証券会社等）にご確認ください。

今回の分配金のお支払いについては、以下の図示のとおりとなります。



(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第37条の11第3項）

- ・今回の利益超過分配金では、みなし配当額は「0円」、純資産減少割合は、「0.003」となります。
- ・税法の規定により、投資主の皆様には、投資口の一部（1,000分の3相当分）の譲渡があったものとみなされるため、「みなし譲渡損益」が生じます。
- ・以下の「①みなし譲渡収入金額」から「②投資口の譲渡原価」を控除した金額が「③みなし譲渡損益」となり、譲渡所得等に該当します。

①みなし譲渡収入金額	=	利益超過分配金額	-	みなし配当額 (0円)
②投資口の譲渡原価	=	従前の取得価額の合計額	×	純資産減少割合 (0.003)
③みなし譲渡損益	=	①みなし譲渡収入金額	-	②投資口の譲渡原価

【例】本投資法人の投資口を1口当たり400,000円で10口購入していた場合

- ① みなし譲渡収入金額=700円（1口当たり利益超過分配金額）×10口-0円（みなし配当額）
=7,000円
- ② 投資口の譲渡原価=（400,000円×10口）×0.003（純資産減少割合）=12,000円
- ③ みなし譲渡損益=7,000円-12,000円=△5,000円（みなし譲渡損）

※投資口の1口当たり平均取得価額が233,334円未満である投資主様の場合は、以上の計算により、みなし譲渡益が発生いたします。

（ただし、利益超過分配の権利落ちの日（2019年6月26日）以降分配金のお支払いまでの間に投資主様による本投資法人の投資口の追加購入や売却等により投資口数に変動があった場合など、このとおりとはならない可能性があります。）なお、投資口を分割前に購入していた場合は、分割後の1口当たりの平均取得価額及び口数にて計算することになります。

※以上の計算の結果、③がマイナスとなる場合は、みなし譲渡損となります。

※具体的なみなし譲渡損益の計算につきましては、お取引のある証券会社、最寄りの税務署又は税理士等にご相談ください。

(3) 取得価額の取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

- ・税法の規定により、投資主の皆様は投資口の取得価額が調整（減額）されます。
- ・調整式は、以下のとおりとなります。純資産減少割合は「0.003」となり、1,000分の3相当分が減額されます。

1口当たりの新しい取得価額	=	1口当たりの従前の取得価額	-	〔 1口当たりの従前の取得価額 × 純資産減少割合 (0.003) 〕
---------------	---	---------------	---	-------------------------------------

【例】本投資法人の投資口を1口当たり400,000円で10口購入していた場合

- ① 1口当たりの調整（減額）金額=400,000円×0.003（払戻し等割合）=1,200円
- ② 1口当たりの新しい取得価額=400,000円-1,200円=398,800円
- ③ 新しい取得価額=398,800円×10口=3,988,000円

※証券会社で「特定口座」をご利用の投資主の皆様につきましては、通常は特定口座内で取得価額の調整が行われますが、口座の種類により処理方法が異なる場合がございますので、現にお取引の証券会社等にご確認をお願いいたします。

※証券会社の「特定口座」をご利用でない場合は、上記の計算式により取得価額を調整していただく必要がございます。

4. その他の参考情報

- (1) 今回の利益超過分配金（「出資総額」を原資とする分配金）に伴い、投資主の皆様には通常（「利益剰余金」を原資とする分配金）と異なる処理をいただく事項について

● 「みなし譲渡損益」の計算

税務上の「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡損益」については、原則として、投資主の皆様において「みなし譲渡損益」の計算が必要になります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用し、株式数比例配分方式によって利益超過分配金を受領する場合には、特定口座内での計算対象とする口座管理機関（証券会社等）もごございますので、現にお取引のある口座管理機関（証券会社等）にご確認をお願いいたします。

● 「みなし譲渡益」が発生した場合

原則として、確定申告をする必要があります。ただし、「みなし譲渡損益」が特定口座内で計算される場合には、確定申告は不要です。

● 「みなし譲渡損」が発生した場合

発生した「みなし譲渡損」を、他の上場株式等に係る譲渡所得等と相殺、もしくは翌期以降に繰り越す場合には確定申告が必要となります。ただし、「みなし譲渡損益」が同じ口座管理機関（証券会社等）における特定口座内で計算されている場合には、特定口座内で損益通算されることから、確定申告は必要ない場合があります。

● 「取得価額の調整」が必要になる場合

口座管理機関（証券会社等）で特定口座をご利用の投資主の皆様につきましては、通常は特定口座内で「取得価額の調整」が行われますが、口座の種類により処理方法が異なる場合がございますので、現にお取引のある口座管理機関（証券会社等）にご確認をお願いいたします。

● 「みなし譲渡益」が非課税管理勘定で発生した場合

個人投資主の皆様で、本投資口を少額投資非課税制度（「NISA」又は「ジュニアNISA」）に基づく非課税管理勘定にて管理している場合には、本利益超過分配金に基づくみなし譲渡益については非課税措置の適用がございます。なお、みなし譲渡損についてはないものとされます。詳しくは、現にお取引のある口座管理機関（証券会社等）にご確認ください。

- (2) ご注意

このご説明でのお知らせは、今回の利益超過分配金の税務上の取扱い、税法の規定により投資主の皆様にご通知すべき事項をお伝えするものではありませんが、税務上の取扱いは投資主の皆様の個々のご事情によって異なりますことから、投資主の皆様において必要となる税務上の手続の全てを網羅するわけではございません。

ご不明の点につきましては、下記「5. 本件に関するご照会先」に記載のご照会先にご確認くださいませようようお願い申し上げます。

このお知らせは、投資主の皆様が今後、投資口を売却される場合の「取得価額」の証明になりますので、保管くださいますようお願い申し上げます。

このお知らせは、本投資法人ホームページ（<https://www.frontier-reit.co.jp/>）にも掲載いたします。

5. 本件に関するご照会先

- (1) この説明書についての一般的なご照会

投資主名簿等管理人

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電 話：0120-782-031（通話料無料）

受付時間：9時～17時（土・日・祝日及び同社所定の休日を除きます。）

- (2) 投資主様各位の取得価額の調整等に関する具体的ご照会

現にお取引のある口座管理機関（証券会社等）、又は最寄りの税務署もしくは税理士等にご相談ください。

- (3) 税務申告等に関するご照会

最寄りの税務署又は税理士等にご相談ください。

以 上